

施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業実施要領

「燃油価格高騰対策緊急支援事業」については、施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第1 事業の目的

秋から翌春にかけての野菜、山菜類（栽培）、花き、野菜・花きの苗、きのこ類などの栽培においては、生育に必要な温度を確保するため、A 重油や灯油を使用する加温施設を利用している。

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、世界的に停滞していた経済活動の回復などにより急激な燃油価格高騰の影響を受け、施設園芸等農家の継続的な営農、経営費圧縮による温度不足、収量減少や品質低下が懸念されることから、A 重油及び灯油に依存しない保温資材及び加温設備等への転換を支援し、農家の経営安定と本県の多様な産地を維持する。

第2 事業の内容

本事業は、A 重油及び灯油を使用した加温設備により栽培される野菜、山菜（栽培）、花き、野菜・花きの苗、きのこ類等を対象として、A 重油及び灯油の使用量削減に要する資材、設備等の導入を支援するものであり、事業の内容、事業実施主体、補助対象経費、補助率等については別表による。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は令和3年度とする。

第4 事業の成果目標

- 1 本事業の実施に当たっては、事業の開始前に事業の成果目標を事業実施計画に定めなければならない。
- 2 成果目標の目標年度（令和6年度）には、事業実施主体の安定生産を図るものとする。

第5 事業計画の申請及び承認等

- 1 (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）及び事業実施計画承認申請書（様式第2号）を作成し、管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）に申請する。
(2) 事業実施主体が市町村域を越える広域的な団体（以下「広域団体」という。）である場合は、事業実施計画書（様式第1号）及び事業実施計画承認申請書（様式第2号）を作成し、主な事業実施地区を管轄する所長に申請する。
(3) 事業実施主体が県全域を範囲とする広域的な農業団体（以下「県域農業団体」という。）である場合は、事業実施計画書（様式第1号）及び事業実施計画承認申請書（様式第2号）を作成し、農林水産部長（以下「部長」という。）に申請する。
- 2 申請を受けた所長は部長に協議を行う。

- 3 所長又は部長は（以下「所長等」という。）審査の結果適当と認められる場合、事業実施計画の承認を行う。

第6 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は事業実施計画の承認を受けた後に、交付要綱別表1に定める軽微な変更以外の変更を行う場合は、第5の1に準じて事業実施計画書（変更）及び事業実施計画変更承認申請書（様式第3号）を所長へ提出し、申請を受けた所長は部長、地域農業団体が事業実施主体の場合は部長と協議の上、適当と認められる場合は承認する。
- 2 事業実施主体は事業実施計画の承認を受けた後に、軽微な変更を行う場合は、事業実施計画変更届（様式第4号）により所長等に速やかに届け出るものとする。

第7 補助

県は、予算の範囲内において、事業実施主体等に対し、交付要綱の定めるところにより補助するものとする。

ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

第8 確認検査

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第9 事業の実施状況報告

- 1 事業実施主体は事業実施年度翌年からの3年間、施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業内容（実績）（様式第5号）を作成し、翌年度の4月末日までに所長等に報告するものとする。
- 2 所長は、事業実施主体から提出された施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業内容（実績）（様式第5号）を審査し、翌年度の5月末日までに部長に提出するものとする。

第10 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2 事業の内容」の別に定める様式については、様式第1号及び様式第5号（第2を除く）のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は令和3年12月21日から施行する。